

第4次通学路安全対策推進行動計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年4月

鎌ヶ谷市

目 次

1 計画策定の背景	・ ・ ・ ・ 1
2 第三次通学路安全対策推進行動計画の成果と課題	・ ・ ・ ・ 1
3 第4次通学路安全対策推進行動計画の方向性	・ ・ ・ ・ 3
4 計画の期間	・ ・ ・ ・ 3
5 計画の進行管理	・ ・ ・ ・ 3
6 計画体系図	・ ・ ・ ・ 4
7 推進項目・取り組み項目	
(1) 通学路の指定	・ ・ ・ ・ 5
(2) 地域との協働で取り組む安全対策	・ ・ ・ ・ 7
(3) 安全指導	・ ・ ・ 1 1
(4) 通学路環境の整備	・ ・ ・ 1 4

1 計画策定の背景

近年、学校内外における児童生徒の安全・安心の確保は重要課題となり、鎌ケ谷市においても、小中学校や地域の方と共に、それぞれの役割の中で、通学路の整備、登下校指導や防犯パトロールの強化、学校の門扉の管理徹底などの対策に取り組み、児童生徒の安全確保に努めています。

しかしながら、全国に目を向けると、平成29年3月に松戸市で女儿が犠牲となる事件、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により倒壊したブロック塀に巻き込まれる事故、平成31年4月に木更津市で小学生が青信号の横断歩道を渡っている際に信号無視の車の犠牲となる事故など、依然として登下校中の児童生徒が犠牲となる事故が発生しており、その内容は多様化しています。

こうした状況を踏まえ、本市では、これまでの取組みに加え、平成30年に防犯、令和元年と2年には交通安全に関する通学路合同点検を警察、道路管理者、小中学校関係者及び教育委員会と庁内関係部署で実施いたしました。

児童生徒の安全・安心の確保のためには、交通安全上及び防犯上の対策を、さらに計画的に進めていくことが求められており、ソフト面、ハード面ともに、さまざまな視点から取り組んでいく必要があることから、本計画を策定するものです。

2 第三次通学路安全対策推進行動計画の成果と課題

鎌ケ谷市では、平成18年度に通学路の環境整備を進めるために、第一次通学路安全対策推進行動計画を策定し、平成23年度には、引き続き児童生徒の安全確保のための第二次通学路安全対策推進行動計画を策定、平成25年度は計画の見直しも行いました。

これらを踏まえ、平成27年度に第三次通学路安全対策推進行動計画を策定しました。

この第三次通学路安全対策推進行動計画でも引き続き、第一次から続く、4つの推進項目である「通学路の指定」、「地域との協働で取り組む安全対策」、「安全指導」、「通学路環境の整備」を柱とし、19の項目について取り組みました。

まず、ソフト面では、小中学校における安全指導マニュアルの活用や犯罪防止を目的とした児童生徒安全パトロールを実施してきました。平成29年度からは児童生徒安全パトロールを2名4班の8名体制から2名6班12名体制に拡充しました。スケアード・ストレイト交通安全教室や自転車講習会についても計画的に実施し、防犯活動と安全指導を充実させてきました。

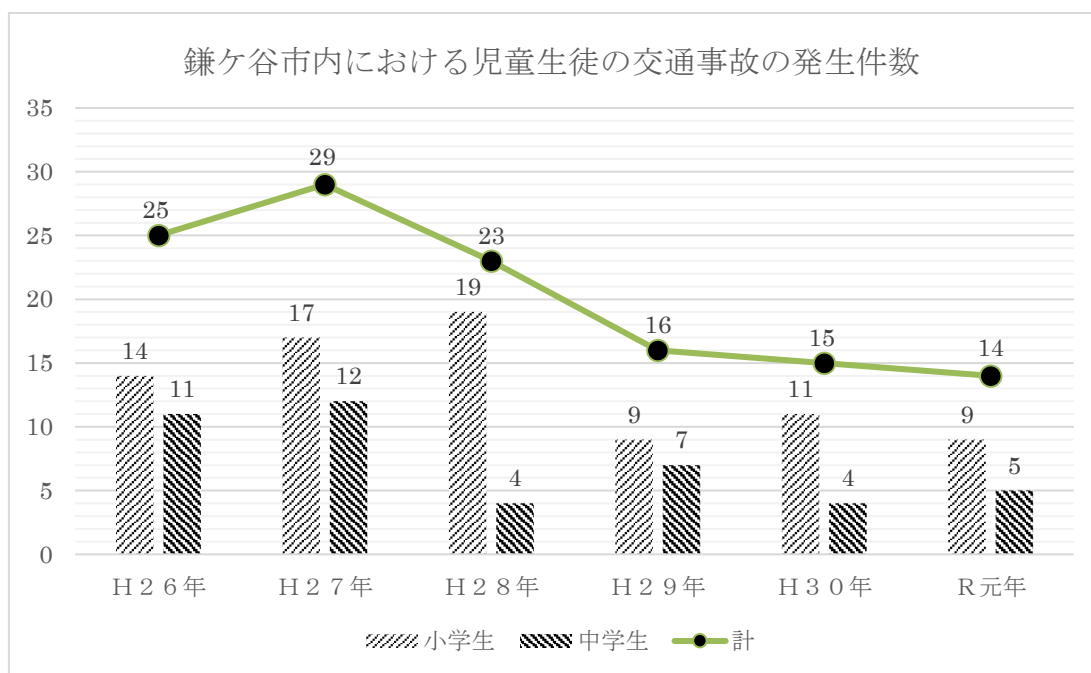
ハード面の通学路整備では、グリーンベルトや滑り止め舗装、看板等を設置

し、平成24年度に行った緊急合同点検に基づき、令和元年度に緊急合同点検箇所の新点検を実施し、対策が必要とされた箇所に車線分離標やグリーンベルトなど、安全施設等の設置工事を順次行っています。

これらのソフトとハード両面の取組みを実施したことで、鎌ヶ谷市内における児童生徒の交通事故件数は減少傾向となり、一定の成果が見られています。

一方、信号機や横断歩道の設置、道路の拡幅といった要望がありますが、関係機関との調整や多額の経費が必要なことから、長期間を要することが課題となっています。

学校やPTAからも、さらなる安全施設の充実を期待する声が数多く寄せられました。こうした声に応えるため、地域の方々とも協力して通学路環境の整備を行っていく必要があります。



出典：交通白書（千葉県警察本部）：平成26年～平成28年

交通事故統計資料集（千葉県警察本部）：平成29年～令和元年

3 第4次通学路安全対策推進行動計画の方向性

第4次通学路安全対策推進行動計画では、第一次から第三次計画までの内容を踏襲しながらも、4つの推進項目を検証した上で、さらに継続的な取り組みを行っていきます。

まず、ソフト面では、引き続き防犯活動や安全指導を実施していきます。これまで活用してきた通学路の指針や安全指導マニュアルについては、必要に応じて検証や見直しを実施し、危険箇所（ヒヤリハット）の点検と指導への活用やKYT（危険予知トレーニング）等児童生徒が自らの身を守るための安全意識を高める教育を実施していきます。

本計画では平成29年度から実施している「かまがや83⁺運動の推進」を加えました。かまがや83⁺運動は児童生徒の登下校の時間に合わせて、買い物や犬の散歩など外での活動を地域の方に促すことで、地域の手で児童生徒の安全を守ることを目的とした活動です。

ハード面では、学校やPTAからの要望に対して、引き続き安全対策を実施していきます。また、既に実施したカラー舗装の塗り直しなど安全施設の補修を実施し、併せて効果についても検証していきます。

今回、合同点検の実施方針に関する見直しを行うとともにコンクリートブロック塀等の是正に関する施策を新たに加えることで、通学路の安全をハード面においても促していきます。

さらに、市、学校、警察、家庭、地域の方々が一体となって安全を見守っていくことで、安心して学校へ通える通学路を目指していきます。

4 計画の期間

この計画の期間は、上位計画である鎌ヶ谷市総合基本計画前期基本計画に合わせ、令和3年度から令和8年度の6年間とします。

5 計画の進行管理

この計画の進行管理は、各年度に庁内の関係部署からなる「鎌ヶ谷市通学路安全対策推進委員会」の意見を参考にして、教育委員会が行います。また、この計画に盛り込まれている各取り組み項目の実施状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

6 計画体系図

総合基本計画 前期基本計画

鎌ケ谷市総合基本計画 前期基本計画に定める「政策3 教育」の「施策2 児童・生徒の健康及び安全等の確保」を実現するため、本計画に基づき、通学環境の向上を図ることとしています。

また、前期基本計画の重点プロジェクトでは「未来を担う子どもをみんなで応援するまちづくり」を設定し、主要事業として通学路環境の整備等を推進するものとしています。

<施策の状態指標（目指す方向性）> 児童生徒の交通事故の発生件数の減少

<成果指標> ①子ども自転車安全運転講習会、スケアード・ストレイト自転車交通安全教室の実施回数
年11回

②こども110番の家の登録件数(累計)

1,324件(令和元年度実績)→1,464件(令和8年度目標値)

通学路安全対策推進行動計画

目標

- ・行政がその責務を果たし、子どもの安全を確保します。
- ・市民と行政が協働し、子どもが安全に安心して活動できるようにします。
- ・小中学校が中心となって安全教育を進め、子どもが自ら安全を確保できるようにします。

連携

関連計画

- ◇教育振興基本計画
- ◇生涯学習推進基本計画
- ◇子ども・子育て支援事業計画
- ◇地域福祉計画
- ◇歩道等総合整備計画
- ◇交通安全計画

4つの推進項目・21の取組み項目を実施し、子どもを守ります。

推進項目(1) 通学路の指定

取組み項目

- ①通学路に関する指針の活用
- ②通学路の実態調査とヒアリングの実施

推進項目(3) 安全指導

取組み項目

- ①安全指導マニュアルの活用
- ②通学路における安全・防犯意識の向上
- ③子ども自転車安全運転講習会の実施
- ④自転車マナーアップ隊活動の実施
- ⑤スケアード・ストレイト自転車交通安全教室の実施

推進項目(2) 地域との協働で取り組む安全対策

取組み項目

- ①安全ネットワークの統合調整
- ②子ども安全メール利用者の普及
- ③安全・安心の日の推進
- ④安全マップの作成
- ⑤こども110番の家の普及
- ⑥児童生徒安全パトロールの実施
- ⑦かまがや83+運動の推進(新規)

推進項目(4) 通学路環境の整備

取組み項目

- ①安全施設の設置・補修
- ②合同点検の実施
- ③通学路整備
- ④通学路の樹木等の適正管理
- ⑤スクールゾーンに係る要請
- ⑥ゾーン30指定の要請
- ⑦通学路沿いのブロック塀の適正管理(新規)

7 推進項目・取組み項目

(1) 通学路の指定


項目	①通学路に関する指針の活用			関係部署	学校教育課	
内容	<p>通学路に関しての基本的な考え方、指定の手順、指定の要件、指定に関わる関係機関・小中学校との協議のあり方、学校から児童生徒及び家庭への周知を明確にした通学路の指針を平成18年度に制定しました。この指針の通学路指定の手順に則って、安全な通学路を指定します。</p> <p>【通学路指定の手順】</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	調査・協議の結果必要に応じて実施	調査・協議の結果必要に応じて実施	調査・協議の結果必要に応じて実施	調査・協議の結果必要に応じて実施	調査・協議の結果必要に応じて実施	調査・協議の結果必要に応じて実施

項 目	②通学路の実態調査とヒアリングの実施	関係部署	学校教育課			
内 容	<p>小中学校では、通学路の現状を把握するため、通学路の実態調査を年1回実施しています。より安全な通学路を確保するため、指定した通学路について、小中学校で実施した実態調査をもとに、危険箇所及び改善要望箇所の速やかな現地調査を実施し、通学路の指定や整備に反映させていきます。</p>					
	<pre> graph LR A[小中学校による通学路の実態調査] --> C[教育委員会の現地調査] B[PTAから通学路の整備・改善要望] --> C C --> D[危険箇所及び改善要望箇所の抽出] D --> E[通学路整備の実施] </pre>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実態調査の実施	実態調査の実施	実態調査の実施	実態調査の実施	実態調査の実施	実態調査の実施	


(2) 地域との協働で取り組む安全対策


項目	①安全ネットワークの統合調整	関係部署	学校教育課			
内容	<p>小中学校では、登下校時における児童生徒の安全を守るため、保護者及びボランティアの方によるパトロールや登下校の安全指導を行います。</p> <p>地域全体で子どもを見守り、犯罪や事故を未然に防ぐため、小中学校で行っている地域の方々との交流や懇談会等を通じて、関係団体への参加を依頼し、継続的にパトロールできる人数を確保していきます。</p> <p>こうしたパトロール参加者の活動を支援するため、各中学校区を安全ネットワークとして統合調整し、学校による総会を実施します。</p> <p>総会では、小中学校、保護者、ボランティア参加者、警察、地域の方々から通学路における危険箇所や不審者情報等について意見を伺い、小中学校間で情報を共有できるようにします。</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	各中学校区ごとに実施	各中学校区ごとに実施	各中学校区ごとに実施	各中学校区ごとに実施	各中学校区ごとに実施	各中学校区ごとに実施

項目	②子ども安全メール利用者の普及	関係部署	生涯学習推進課			
内容	<p>不審者や子どもの安全に関する情報を提供している「子ども安全メール」について、小中学生の保護者だけでなく、地域の方の登録も増やし、地域全体で子どもを見守る体制を作っていきます。</p> <p>また、利用者の普及を図るため、学校を通じてのチラシの配付、広報かまがや、市ホームページ、青少年センター広報誌等で周知します。</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	新規登録者数 目標500件	新規登録者数 目標500件	新規登録者数 目標500件	新規登録者数 目標500件	新規登録者数 目標500件	新規登録者数 目標500件

項 目	③安全・安心の日の推進				関係部署	学校教育課
内 容	<p>毎月10日と定めている「安全・安心の日」には、各小中学校の校門前に旗を掲げ、児童生徒に向けて啓発活動を行い、意識の高揚を図ります。避難訓練、不審者侵入対策訓練、緊急通報システムの点検、自転車通学対象者の自転車点検等の活動は定期的に行うように推進します。</p> <p>また、これらの活動について、広報かまがや、小中学校のホームページ、学校便りに掲載し、保護者の方や地域の方への啓発を行います。</p>					
	 <p style="text-align: center;">校門に掲げる旗</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	

項 目	④安全マップの作成				関係部署	学校教育課 生涯学習推進課
内 容	<p>安全マップは、青少年センターが作成した子ども防犯マップを基に、小中学校で作成しています。例えば、学区を大きくしたものに危険箇所をわかりやすく記入するなど、それぞれに工夫した安全マップを作成し、危険箇所を明確にします。</p> <p>作成した安全マップは、児童生徒の目につく場所に掲載して防犯意識の高揚を図ります。また、職員やPTA補導部の安全指導・登下校指導として活用したり、長期休業前に保護者へ配布するなど、情報の共有化を図ります。</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し

項目	⑤子ども110番の家の普及	関係部署	生涯学習推進課			
内容	<p>子ども110番の家については、平成9年の整備以来、地域の住宅事情や、通学路の状況、登録者の実態が変化してきたため、平成19年度に、低学年児童にも分かりやすいプレートになるよう、デザインを一新しました。市内の一般住宅や商店、事業所等に「子ども110番の家のプレート」の設置に協力していただいています。今後も関係機関等の協力を得て、広報かまがや、市ホームページ、青少年センター広報誌等での啓発や地域での安全ネットワーク会議等でも積極的なPR活動を行い、制度の普及を図ります。なお、年度末に協力者宅へ継続意向の確認を行っています。</p>					
	 <p>「子ども110番の家」標示板</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
登録件数 (累計) 1364件	登録件数 (累計) 1384件	登録件数 (累計) 1404件	登録件数 (累計) 1424件	登録件数 (累計) 1444件	登録件数 (累計) 1464件	



項目	⑥児童生徒安全パトロールの実施	関係部署	学校教育課			
内容	<p>児童生徒が犯罪に最も巻き込まれやすい時間帯である下校時から夕方までの間、通学路を中心に、犯罪から子どもを守り、安全な地域環境を確保することを目的とし、車と徒歩による巡回見守りを実施していきます。不審者情報等が入った際には、当該箇所を中心とした巡回見守りに切り替えるといった、柔軟な対応を実施します。</p> <p>また、平成19年度から各中学校区に配置している青色防犯パトロールカーによる登下校時を中心とした地域の安全パトロールも引き続き実施していきます。</p>					
	<p>パトロール中の様子</p>					
						
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
毎日(平日) 実施	毎日(平日) 実施	毎日(平日) 実施	毎日(平日) 実施	毎日(平日) 実施	毎日(平日) 実施	



項 目	⑦かまがや83 ⁺ 運動の推進（新規）		関係部署	生涯学習推進課		
内 容	<p>83運動は児童生徒の登校時間の午前8時と下校時間の午後3時に、子どもの存在に意識を向け見守っていこうという運動で、全国的な広がりを見せています。</p> <p>鎌ヶ谷市ではこの運動に「感謝」、「応援」、「願い」をプラスした「かまがや83⁺（プラス）運動」を展開しています。この運動は買い物、通勤、犬の散歩などの際に、子どもたちを見守っていこうというものです。</p> <p>「感謝」 いつも見守り活動をしてくれる方々への感謝 「応援」 元気に学校へ通う子どもたちを応援する気持ち 「願い」 8時と3時に加え、いつでも子どもたちを見守る意識を持ってほしいという願い</p> <p>これらの気持ちをプラスし、本運動を力強く推進していくことにより、市全体で子どもたちの日常生活を見守っていこうとするものです。</p> <p>かまがや83⁺運動を推進していくため、学校を通じてのチラシの配付や、市ホームページ、青少年センター広報誌等での周知を行います。</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施



(3) 安全指導

項目	①安全指導マニュアルの活用	関係部署	学校教育課			
内容	<p>平成19年度に作成した安全指導マニュアルを令和2年度に一部改正しました。安全指導マニュアルは、防犯マップの作成についてやKYT（危険予知トレーニング）等実施すべき内容を具体的に示しており、まずは自分が主体となって、自分の身を守ることを目的としています。</p> <p>具体的な内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 通学路上の危険箇所（ヒヤリハット）の点検と検証 (2) 安全マップの作成方法 (3) 児童生徒の防犯意識を高める指導 (4) 児童の危険予知能力を高める指導 (5) 保護者の防犯意識を高める指導</p> <p>安全指導マニュアルは、小中学校に配布し、学級活動の安全指導の中で活用しています。今後は、小中学校での利用状況や内容の改善について、必要に応じて協議し、安全指導マニュアルの充実を図ります。</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	マニュアルの活用・検証	マニュアルの活用・検証	マニュアルの活用・検証	マニュアルの活用・検証	マニュアルの活用・検証	マニュアルの活用・検証

項目	②通学路における安全・防犯意識の向上	関係部署	学校教育課			
内容	<p>児童生徒や教職員を始め、PTA、地域のボランティア等の通学路上の安全と防犯の意識を高めます。</p> <p>具体的な活動内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 各小学校で、新1年生の学校説明会や新学期の始まりに安全マップを活用したり、避難訓練や授業参観、運動会等で下校する際に、親子で通学路の危険箇所を確認します。</p> <p>(2) 始業式や入学式前に教職員が通学路の安全を確認します。</p> <p>(3) PTAや自治会等に声を掛け、学校での自転車安全教室や防犯教室への積極的な参加を促します。</p> <p>これらの諸活動により、通学路の危険箇所や改善を要望する箇所があった場合は、小中学校が集約して市教育委員会へ報告し、緊急性のある箇所や小中学校で対処できるもの、自治会や地域の方へ呼びかけるもの等を分類し、迅速な対応を図ります。</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	全小中学校で実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施




項 目	③子ども自転車安全運転講習会の実施	関係部署	学校教育課 道路河川管理課			
内 容	<p>各小学校、3、4年生を対象に「子ども自転車安全運転講習会」を実施します。この講習会では交通ルール、自転車運転マナーを学び、児童一人一人が安全な自転車の乗り方など、交通ルールを遵守することで交通事故を防止します。また、講習会修了者には、「修了証」と「自転車安全子ども免許証」を交付して安全意識の高揚を図ります。</p> <p style="text-align: center;">子ども自転車安全運転講習会の様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	全小学校 で実施	全小学校 で実施	全小学校 で実施	全小学校 で実施	全小学校 で実施	全小学校 で実施

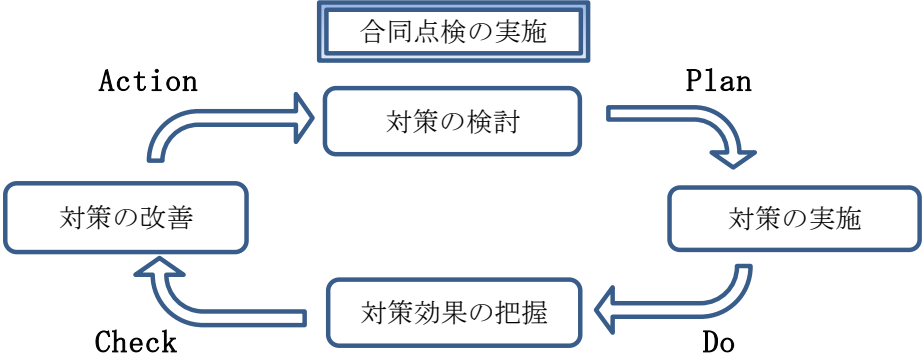
項 目	④自転車マナーアップ隊活動の実施	関係部署	学校教育課			
内 容	<p>自転車の事故防止、安全運転の意識の向上を目的として、自転車通学を許可している中学校（第三中学校・第四中学校・第五中学校）を対象に、生徒と鎌ヶ谷警察署員とで組織された「自転車マナーアップ隊」を設置します。各中学校は「自転車マナーアップ隊」に所属する生徒が中心となり、登下校時に同校の生徒に対し、交通安全を呼びかける活動を年間通して計画的に行います。</p> <p>※鎌ヶ谷中学校と第二中学校は、市の中心部に位置し、車の交通量も多く危険であり、学区は概ね2キロの徒歩圏内にあることから、自転車通学を許可しておりません。</p> <p style="text-align: center;">マナーアップ隊の活動</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施	第三中学校 第四中学校 第五中学校 で実施

項 目	⑤スケアード・ストレイト自転車交通安全教室の実施		関係部署	学校教育課 道路河川管理課		
内 容	<p>自転車による交通事故の多い中学生を対象として、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れたスケアード・ストレイト自転車交通安全教室を実施し、交通事故防止への意識を高めます。また、市内5校の中学生が在学中に1回は参加できるよう、計画的に実施していきます。</p> <p style="text-align: center;">スケアード・ストレイト自転車交通安全教室の様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	鎌ヶ谷中学校 第二中学校 第四中学校 第五中学校	第三中学校	第四中学校 第五中学校	鎌ヶ谷中学校 第二中学校	第三中学校	第四中学校 第五中学校

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、令和2年度は一部縮小して実施したため、令和3年度は4校での実施を予定しています。

(4) 通学路環境の整備

項目	①安全施設の設置・補修				関係部署	学校教育課 道路河川管理課 安全対策課					
内容	<p>学校からの通学路の実態調査やPTAなどからの要望に基づき、年間計画を作成して計画的に通学路の整備を実施します。 具体的な実施内容は以下のとおりです。</p>										
	<p>(1) グリーンベルトや路面標示を敷設することにより、ドライバーへの視覚的な安全対策を施します。</p> <p>(2) 児童生徒の登下校の安全を確保するため、通行車両に注意を喚起する看板や標識を設置します。</p> <p>(3) 見通しが悪かったり、信号機の無い交差点で、滑り止めのカラー舗装や区画線を設置します。</p> <p>(4) 走行中の車両が歩道等に逸脱するのを防ぐために、ガードレールやポストコーン等を設置し歩行者を守ります。</p> <p>(5) 登下校時の薄暗い時間帯の安全を確保するため、適切に防犯灯の維持管理を行います。</p> <p>(6) 児童生徒の登下校の安全を確保するため、適切に「子ども見守りカメラ」（防犯カメラ）の維持管理を行います。</p> <p>(7) その他、児童生徒の登下校中の安全を確保するため関係機関と協力し、安全施設の設置を行います。</p>										
	<p>グリーンベルトの設置</p> 	<p>注意看板の設置</p> 									
<p>交差点内の滑り止めカラー舗装</p>											
											
3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度	
実施・計画		実施・計画		実施・計画		実施・計画		実施・計画		実施・計画	

項 目	②合同点検の実施		関係部署	学校教育課	
内 容	<p>通学路の実態調査やP T Aからの要望を受け、対策が必要な箇所を抽出します。さらに、その中でも緊急性が高く、複数の専門家による同時の現地立ち合いが必要と判断される箇所であり、かつ令和2年度に作成した通学路合同点検実施方針の条件に合致するものについては、学校関係者（教育委員会、学校、保護者）、道路管理者（千葉県、鎌ヶ谷市）、鎌ヶ谷警察署、地域住民等と必要に応じて合同点検を実施します。また、点検結果や対策内容については、市ホームページ上に公表します。なお、PDCAサイクルの中では、「対策効果の把握」が重要であり、定期的に点検を行うことで、さらなる安全確保を図っていきます。</p>				
	<p style="text-align: center;">【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】</p> 				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
<p>調査・協議の結果 必要に応じて実施</p>					

項目	③通学路整備			関係部署	学校教育課 道路河川整備課 都市計画課	
内容	<p>道路の拡幅や歩道の設置といった整備を実施します。</p> <p>今後の整備予定箇所としては、西部小・第三中学校の通学路となっている市道1号線（西部小前）と、第五中学校の通学路となっている市道49号線（白戸病院前）、鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中学校の通学路となっている市道11号線（鎌ヶ谷小付近）の拡幅及び歩道整備を行います。また、鎌ヶ谷小学校の通学路へ流入する車両の減少が見込める、新鎌ヶ谷西側地区都市計画道路の整備を行います。</p> <p>さらに、中部小・第四中学校の通学路となっている市道22号線（東中沢自治会館付近）の交差点改良を行っていきます。</p>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	1号線の用地取得	1号線の用地取得	1号線の用地取得	1号線の用地取得	1号線の用地取得	1号線の用地取得
	49号線の用地取得	49号線の用地取得	49号線の用地取得	49号線の用地取得	49号線の用地取得	49号線の用地取得
	11号線の用地取得	11号線の用地取得	11号線の用地取得	11号線の測量・用地取得	11号線の設計・用地取得	11号線の用地取得・工事
	新鎌西側地区都市計画道路の用地取得	新鎌西側地区都市計画道路の用地取得	新鎌西側地区都市計画道路の用地取得	新鎌西側地区都市計画道路の用地取得	新鎌西側地区都市計画道路の用地取得・設計	新鎌西側地区都市計画道路の用地取得・設計
22号線(交差点改良)の用地取得	22号線(交差点改良)の用地取得	22号線(交差点改良)の用地取得	22号線(交差点改良)の用地取得	22号線(交差点改良)の用地取得	22号線(交差点改良)の用地取得・設計	

項目	④通学路の樹木等の適正管理			関係部署	学校教育課 道路河川管理課	
内容	<p>通学路の樹木等について、児童生徒の通学の妨げにならないように、安全・防犯を考慮して剪定・除草を行います。</p> <p>また、学校だよりや広報かまがや、市ホームページを通じて地権者へ樹木等の適正管理を呼びかけます。</p> <p>【樹木等の剪定・除草の手順】</p> <pre> graph TD A[小中学校や市民] --> B[教育委員会 (学校教育課)] B --> C[地権者への連絡・剪定等の依頼] C --> D[地権者処理] C --> E[地権者による処理不能] E --> F[行政と学校、市民(PTA、地域住民)の協力] </pre>					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	要望をもとに実施	要望をもとに実施	要望をもとに実施	要望をもとに実施	要望をもとに実施	要望をもとに実施

項 目	⑤スクールゾーンに係る要請				関係部署	学校教育課 道路河川管理課
内 容	児童生徒の登校時間帯に小中学校周辺道路を通行する車両台数を少なくするため、学校やP T A、地域の方からの要望を受け、実態を調査し、警察へ要請していきます。					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請

項 目	⑥ゾーン30指定の要請				関係部署	学校教育課 道路河川管理課
内 容	「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的として、区域内の道路を30km/hに規制する区域のことです。小学校周辺の指定を基本とし、学校やP T A、地域の方からの要望を受け、実態を調査して警察へ要請していきます。					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請	要望をもとに 要請

項 目	⑦通学路沿いのブロック塀の 適正管理（新規）			関係部署	学校教育課 建築住宅課	
内 容	通学路沿いのコンクリートブロック塀等の点検を計画的に行い、特に学校やP T A、地域の方から点検要望のあった箇所は優先的に現地調査等を行います。調査の結果、危険なコンクリートブロック塀等については、所有者に対して除却に関する補助制度等の説明と併せて除却等の協力を要請し、通学路の安全確保の促進を図ります。					
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	協力要請	協力要請	協力要請	協力要請	協力要請	協力要請